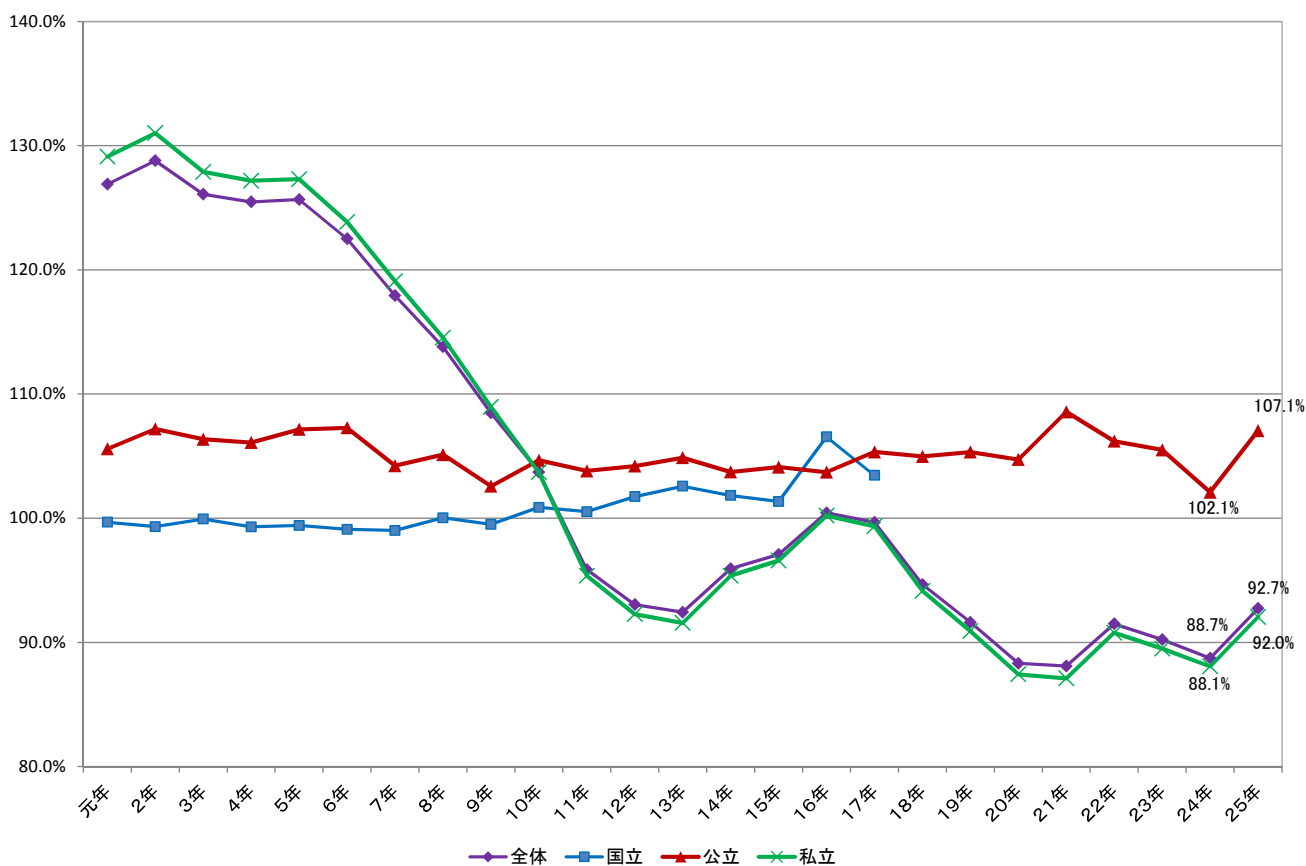


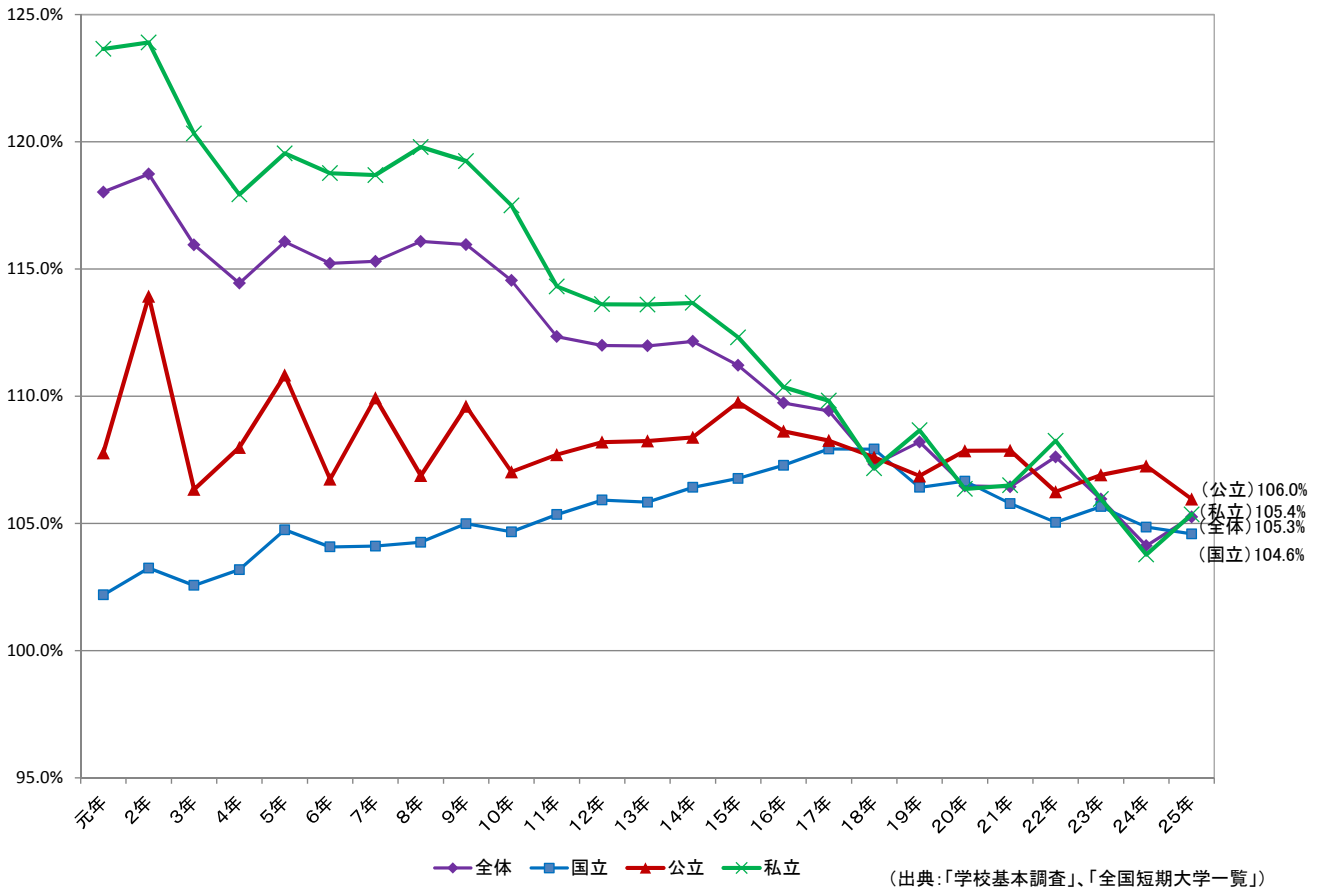
3. 入学者の状況

国公私別短期大学入学定員充足率の推移

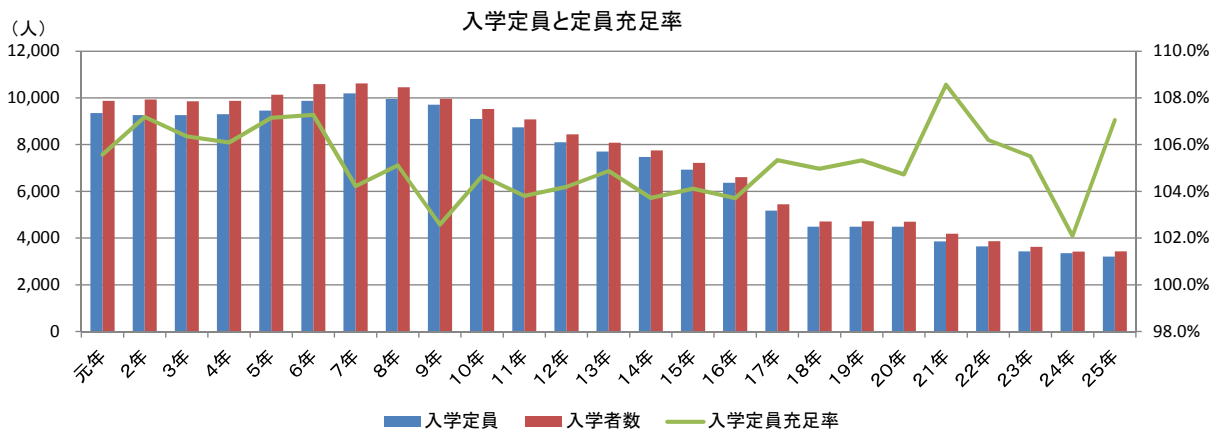
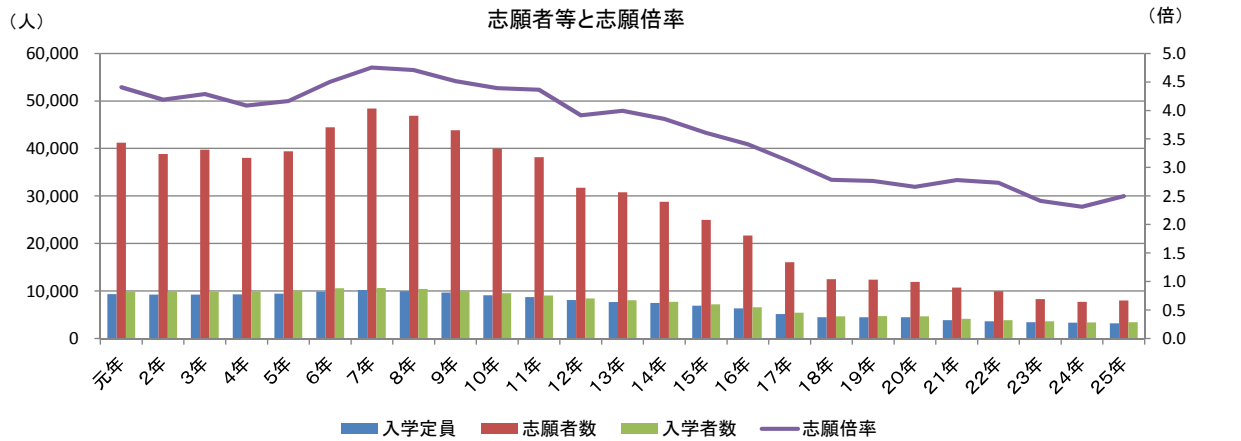


(出典:「学校基本調査」、「全国短期大学一覧」)

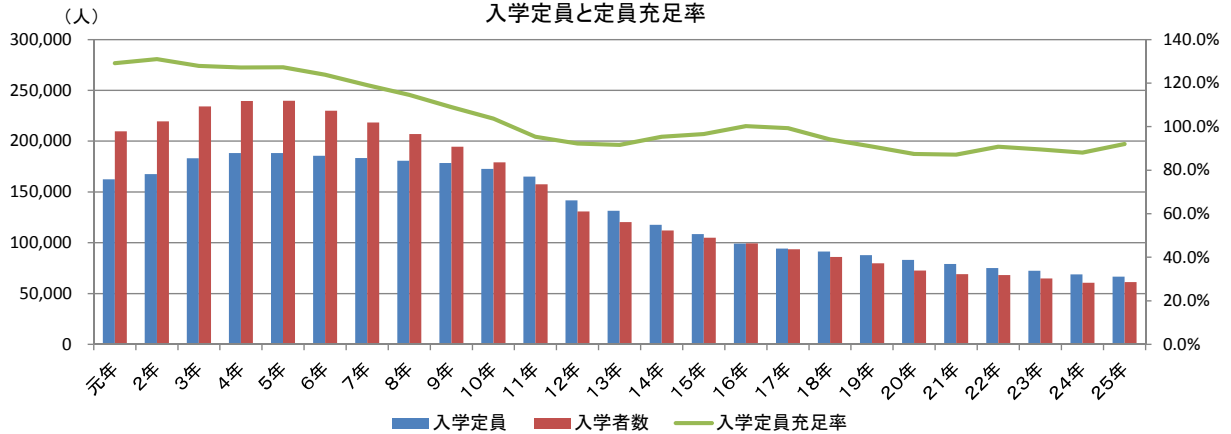
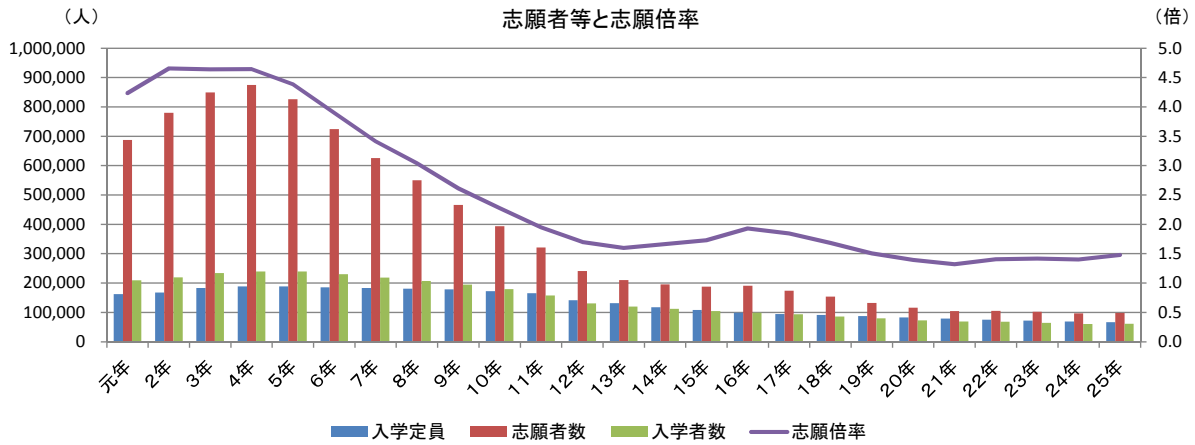
国公私別 4 年制大学入学定員充足率の推移



公立短期大学の入学志願動向

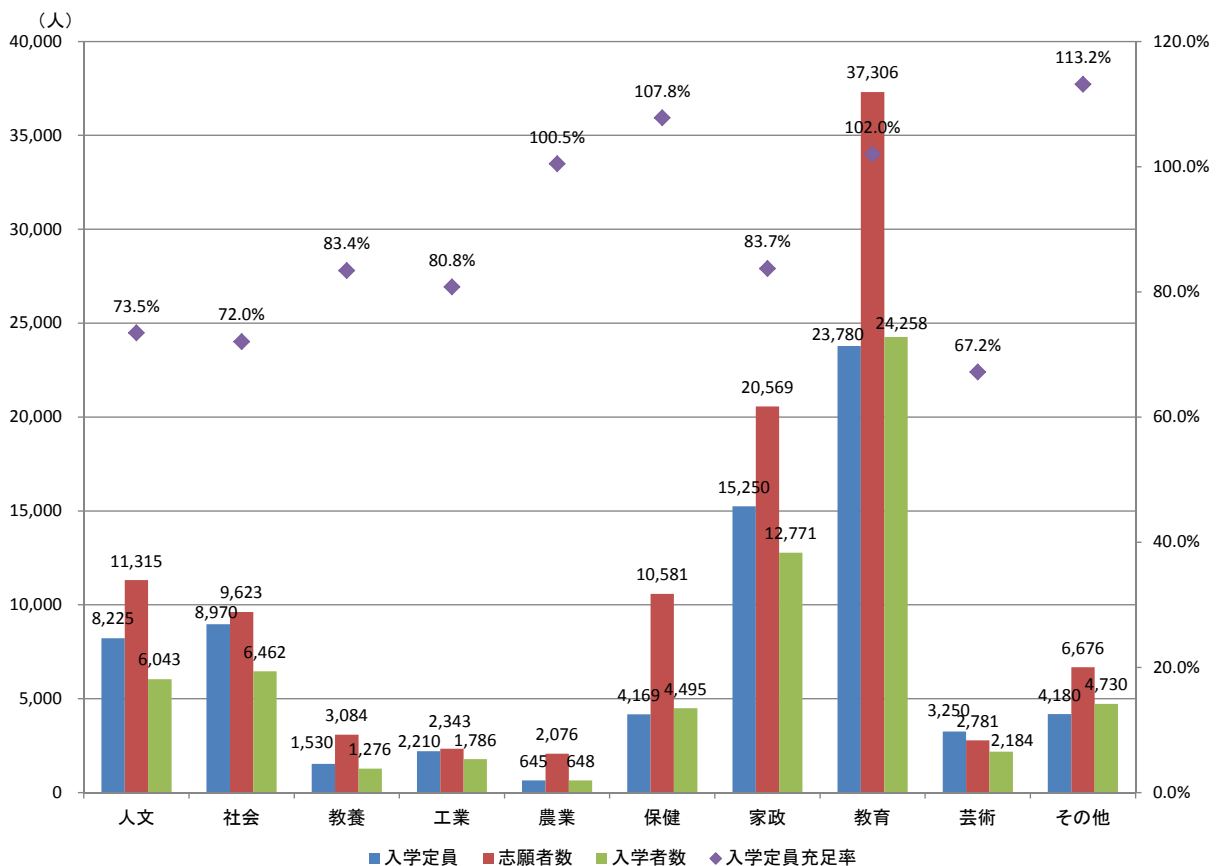


私立短期大学の入学志願動向



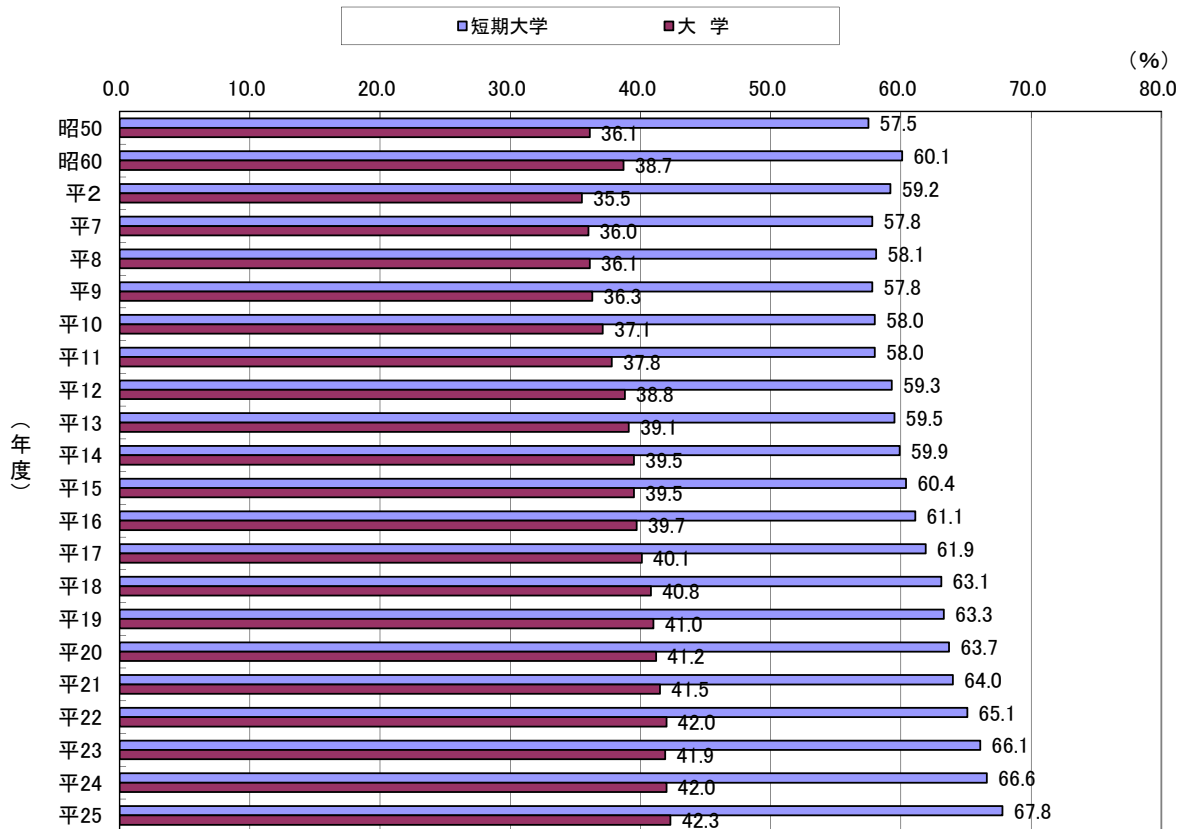
(出典:「学校基本調査」、「全国短期大学一覽」)

分野別入学定員、入学者数、入学定員充足率 (平成25年度)



(出典:「学校基本調査」、「全国短期大学一覽」)

短期大学・4年制大学の自県内入学率の推移



(出典:「学校基本調査」)

短期大学・4年制大学・専門学校入学者の高校での専攻（平成25年度）

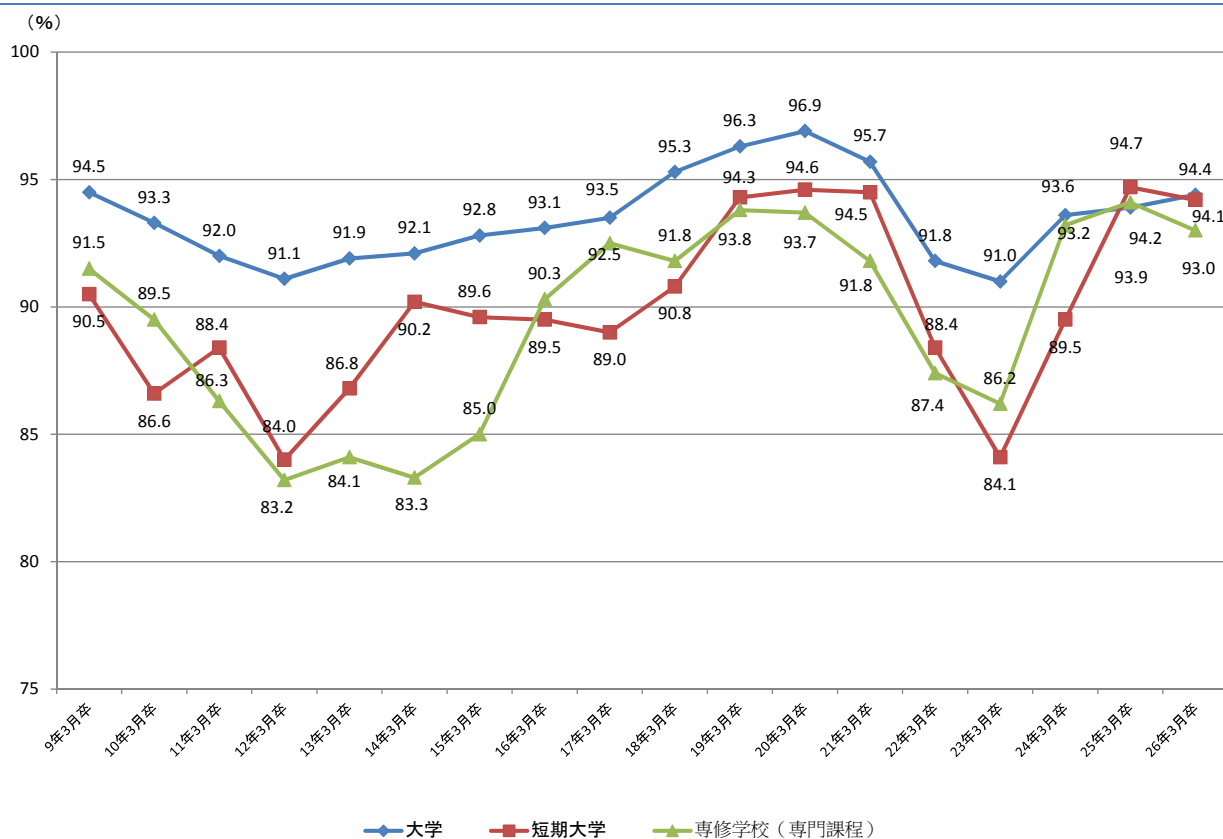


※平成24年度末に高校を卒業し、大学(学部)・短期大学(本科)・専修学校(専門課程)に入学した者の、高校での専攻別の割合。

(出典:「学校基本調査」)

4. 卒業後の状況

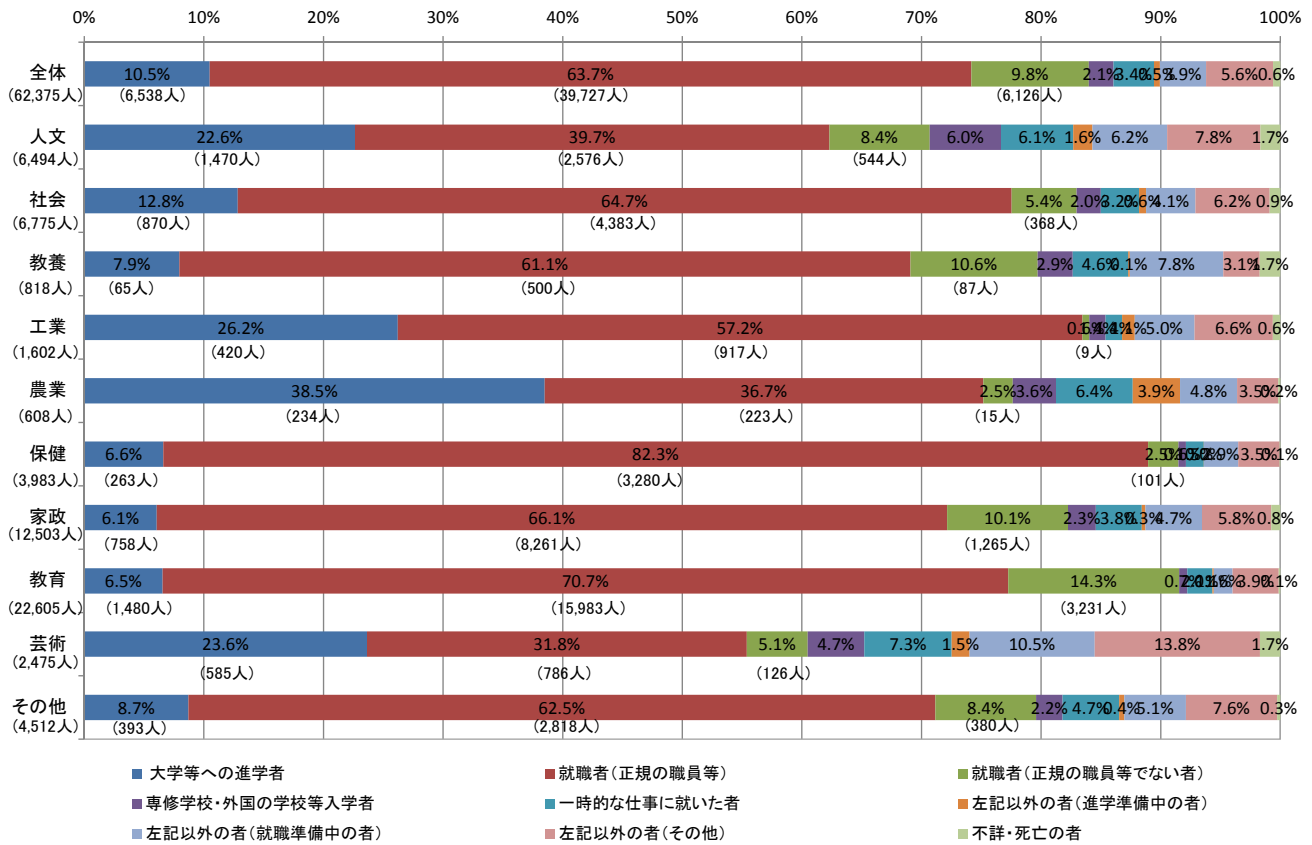
短期大学・4年制大学・専門学校（専門課程）の就職率の推移



※就職希望者に占める就職者の割合。

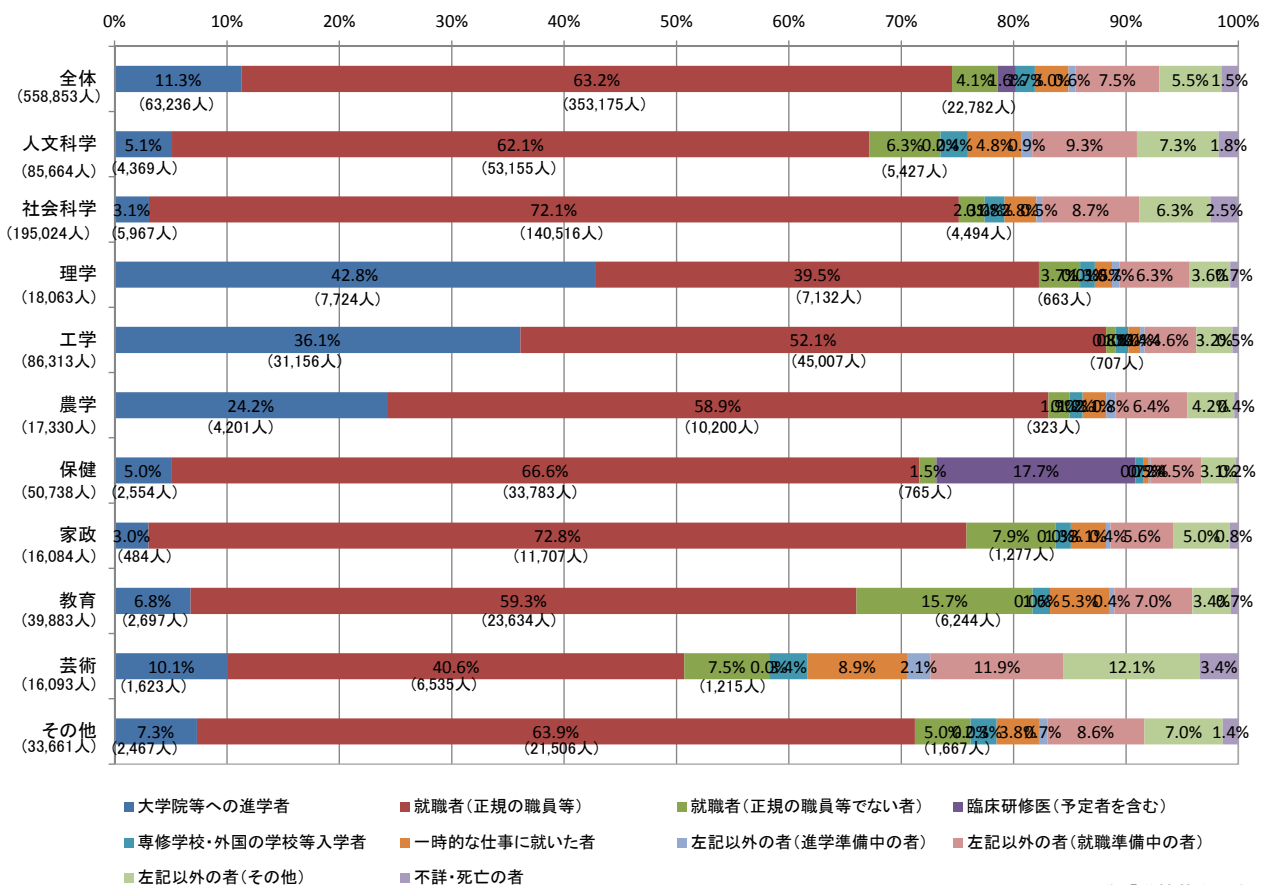
(出典:「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」)

短期大学卒業者の卒業後の状況（平成25年3月卒業者）



(出典:「学校基本調査」)

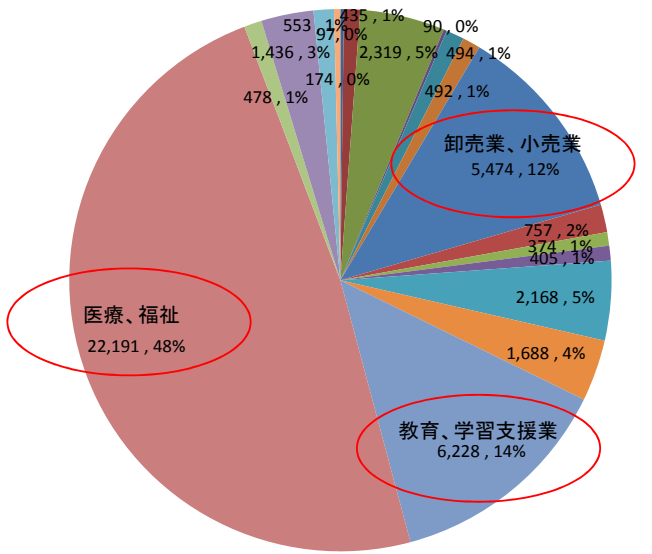
4年制大学卒業者の卒業後の状況（平成25年3月卒業者）



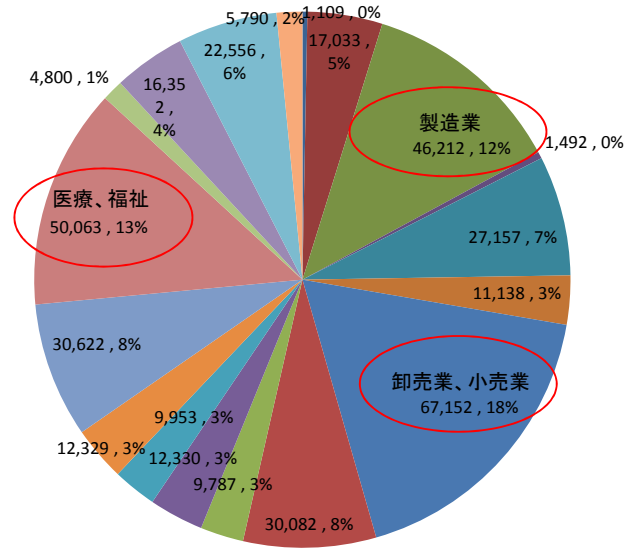
(出典:「学校基本調査」)

短期大学・4年制大学の産業別就職者数、割合（平成25年3月卒業者）

◆短期大学



◆4年制大学



単位：人，%

- 農業、林業
- 製造業
- 情報通信業
- 卸売業、小売業
- 不動産業、物品賃貸業
- 宿泊業、飲食サービス業
- 教育、学習支援業
- 複合サービス業
- 公務

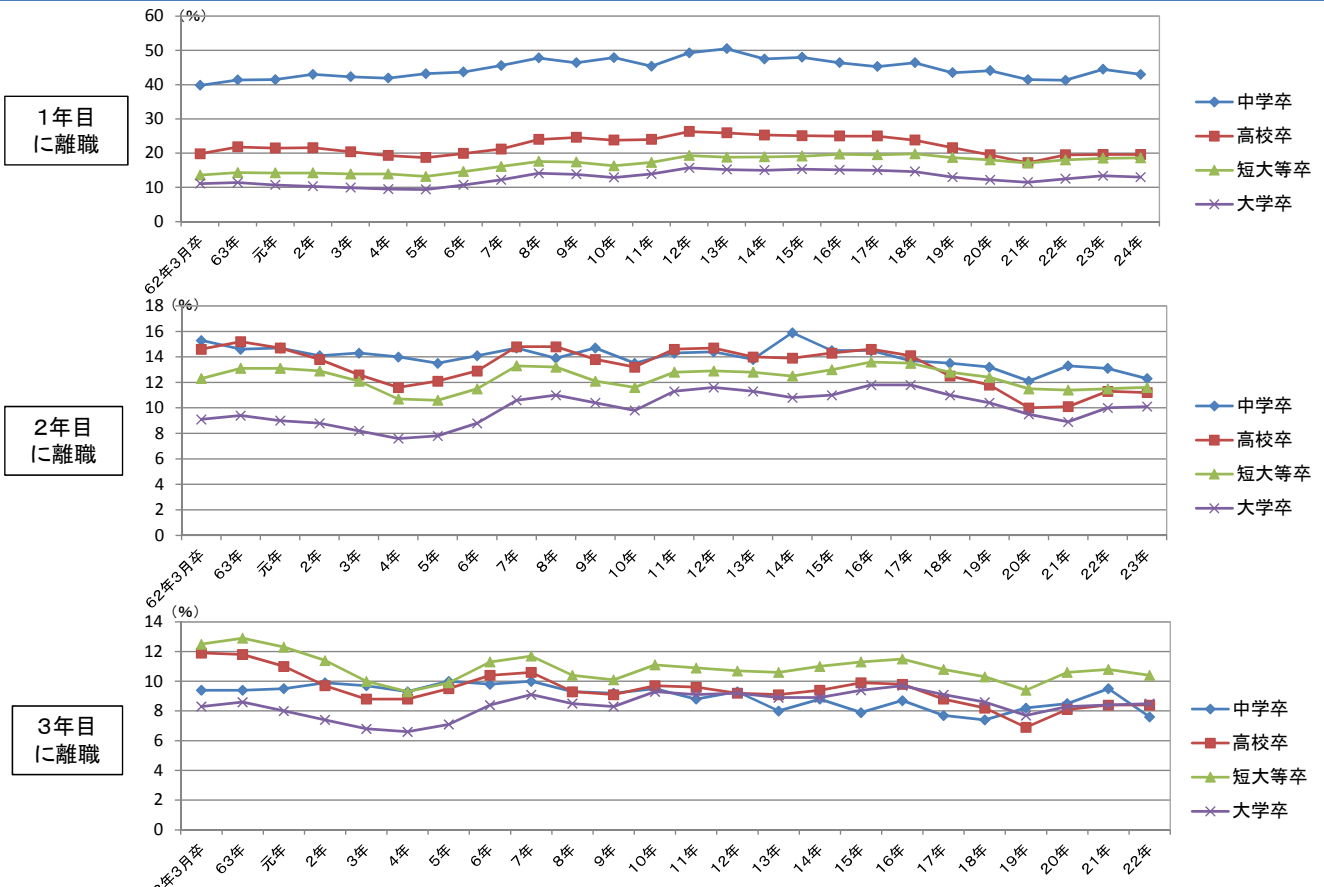
- 建設業
- 電気・ガス・熱供給・水道業
- 運輸業、郵便業
- 金融業、保険業
- 学術研究、専門・技術サービス業
- 生活関連サービス業、娯楽業
- 医療、福祉
- サービス業
- 左記以外

- 農業、林業
- 製造業
- 情報通信業
- 卸売業、小売業
- 不動産業、物品賃貸業
- 宿泊業、飲食サービス業
- 教育、学習支援業
- 複合サービス業
- 公務

- 建設業
- 電気・ガス・熱供給・水道業
- 運輸業、郵便業
- 金融業、保険業
- 学術研究、専門・技術サービス業
- 生活関連サービス業、娯楽業
- 医療、福祉
- サービス業
- 左記以外

(出典：「学校基本調査」)

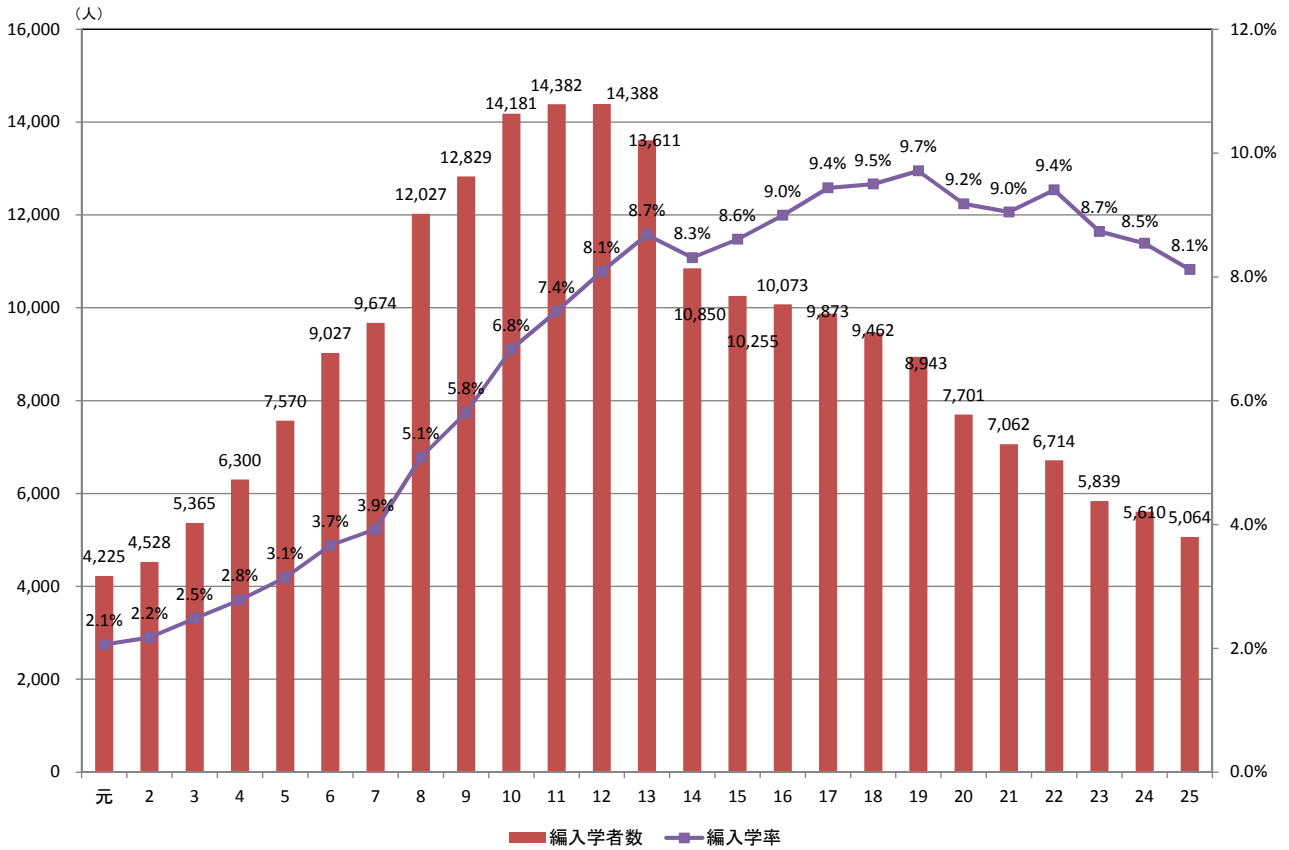
新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移



※事業所からハローワークに対して、新規学卒として雇用保険加入の届けが提出された者の生年月日、加入日から各学歴ごとに新規学校卒業者と推定される就職者数を算出し、更にその離職日から離職者数・離職率を算出。例えば平成22年3月新規短大等卒業者の3年目離職率の場合、生年月日が昭和63年4月2日から平成2年4月1日までの者で、平成22年3月1日から平成22年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成22年3月新規短大等卒業者就職者とみなしている。

(厚生労働省調べ)

4年制大学への編入学者の推移



※短期大学卒業生数に占める編入学者数の割合。
 ※当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業生を含む。

(出典:「学校基本調査」)

6. その他

短期大学における認定専攻科について

◆認定専攻科について

独立行政法人大学評価・学位授与機構が、学校教育法第104条第4項及び学位規則第6条第1項により、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科のうち別に定める一定の要件を満たすものについて、当該修了学生に対して学位審査を実施し、学士の学位を授与することが認定される専攻科

◆根拠法令

学校教育法【昭和22年法律第26号】

第百四条 大学(第百八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められる者に対し、博士の学位を授与することができる。

3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

4 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

- 一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士
- 二 学校以外の教育施設で、学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められるものを修了した者 学士、修士又は博士

学位規則【昭和28年文部省令第九号】

第六条 法第百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一 大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第百三十二条の規定により大学に編入することができるもの

三 外国において学校教育における十四年の課程を修了した者

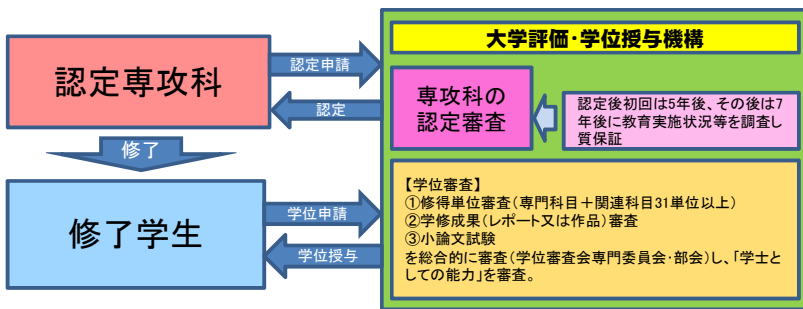
四 その他前三号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第百四条第四項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認められるものを修了し、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

専攻科の認定要件【大学評価・学位授与機構 規則第二十九号】

「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則」

- 一 教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。
- 二 授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。
- 三 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は准教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
- 四 授業科目を担当する教員は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)に定める教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格を有する者であること。
- 五 学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。



分野別認定専攻科専攻一覧(平成25年度現在)

単位:専攻

	人文 教養	教育	社会 科学	理工 農学	看護 保健	家政 栄養	芸術	合計
公立	0	1	0	0	2	1	2	6
私立	9	25	4	2	18	12	9	79
合計	9	26	4	2	20	13	11	85

※参考 高等専門学校(H25):121専攻(国121、公6、私2)